

決議第2号

上部宏副村長に対する辞職勧告決議

上記決議案を別紙のとおり球磨村議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 7 年12月12日

球磨村議会議長 舟戸 治生 様

提出者 球磨村議会議員 田代 利一

賛成者 球磨村議会議員 高澤 康成

賛成者 球磨村議会議員 畠本 孝司

賛成者 球磨村議会議員 東 純一

賛成者 球磨村議会議員 板崎 壽一

賛成者 球磨村議会議員 宮本 宣彦

賛成者 球磨村議会議員 永椎 樹一郎

賛成者 球磨村議会議員 西林 尚賜

上部宏副村長に対する辞職勧告決議

上部副村長は、令和5年3月定例会において、本議会の同意を得て副村長に就任したものである。

その上部副村長に対して、本議会が、本年6月定例会で村長とともに辞職勧告を行ったにもかかわらず、議会に対しては「村長と一緒に後援会、支援者の皆さんと直接お会いして、いろんな意見をいただいた。」と発言し、続投を表明している。

本来であれば、まず副村長に同意をした議会に対して話をするのが筋ではなかったのか。

また、辞職勧告からすでに6か月が経過しているが、上部副村長が真摯に対応してきたとは到底考えられない。

- 1 山積する様々な課題に対して、松谷村長が判断できるようにマネージメントを行い、職員に指示を出して問題解決を図っている姿勢が見えない。
- 2 管理職と信頼関係を築き、職員の士気を高め、政策に反映できるような行動が取れていない。
- 3 村長が不在の時、職員はもとより、地域とコミュニケーションを取り、住民にとっても信頼される存在となるような対応が全くできていない。
- 4 副村長は特別職であり、年次休暇はないにもかかわらず、自由に個人的な理由による休みが非常に多い。
- 5 議会全員協議会において、副村長としての資質を疑うような発言を繰り返しており、看過できない状況である。

復旧復興が急がれる球磨村にあって、現在の行政の混乱、停滞は村政にとって危機的状況である。選任に同意した議会が求めていた職責と大きく乖離し、実行と信頼の要であるべき副村長が全く機能していない状況を、本議会はこれ以上容認することはできない。

よってここに、上部宏副村長に対して2度目の辞職勧告決議を提出し、速やかに職を辞するよう勧告するものである。

令和7年12月12日

球磨村議会